

当日は会場から多数のご質問をいただきましたが、時間の関係から、意見交換の場では紹介できなかったものがあります。そのような質問を地域の方に伺いました。

**Q1 いろいろな団体が横につながれたきっかけは何ですか。
(活動者だけではまかなえないところを、隣近所の人をどうやって巻き込んだのですか。)**

<鶴見区寺尾・寺尾第二地区>

寺尾地域ケアプラザと区役所が、福祉保健等の課題に取り組むため、前身である「地域支えあい連絡会」を立ち上げ、福祉保健活動団体、ボランティアグループの横つながりができました。「福祉のまちづくり重点推進地区」指定となったことをきっかけに、福祉保健団体以外の施設や学校、事業者等とつながりができ、現在は、協議会に関わるメンバーが知り合いに口コミで勧誘したり、体験型のプロジェクトに参加された方々に、作業部会へのお誘いをしています。

<旭区旭北地区>

旭北地区では、平成15年4月から「都会の中のふる里づくり」「防犯・防災対策の進んだまちづくり」「安心して子育てができるまちづくり」「地域全体が支えあえるまち」を目標に、旭北地区連合自治会(24自治会・町内会で構成)、旭北地区社会福祉協議会などが連携して活動を始めたのがきっかけです。

<都筑区かちだ地区>

日ごろから、自治会活動で横のつながりは強く、福祉活動については積極的な土壌があります。

<瀬谷区阿久和北部地区>

阿久和北部地区は10年以上前から連合と地区社協が分け目なく活動していますので、横のつながりについてさほど意識したことはありません。

平成20年度の「見守り合いのつどい」開催にあたって、地区内にあるグループホームや様々な活動団体とのつながりができました。目的を理解していただけたら参加してもらえると考えています。

谷戸自治会の「おとなり場」システムについては、「自分たちのことは自分たちで」という方針で一つにまとまっています。

* 谷戸自治会で全戸配布したチラシの内容。

人は一人では生きていけません。お互いに助け・助けられ、ときには迷惑をかけ合い、“お互い様”の中で生きていくのだと思います。

基本は、“出来る限り自分のことは自分で”です。その上での“お互い様”です。皆

で、心安らく地域づくりを目指しましょう。

それぞれの組の見守りあい繋がって、住み続けたい、住み続けてよかったと言える谷戸の地域となり、子どもにとっての故郷になる筈です。

Q 2 自治会長さんや民生委員さんの負担はいかがですか。

(寺尾・寺尾第二地区については自治会活動とは別なので、回答していません。Q 3～Q 6も同様。)

< 旭区旭北地区 >

「ふる里づくり事業」の取組みに積極的に参加いただいています。

< 都筑区かちだ地区 >

自治会長や民生委員などで構成される事務局会議を毎月1回開催し、様々な活動を行なってきましたが、今のところ、負担感を感じていません。地域住民が喜ばれる活動を行なっていくことは、楽しいことであり、励みや生きがいにもなっています。

< 瀬谷区阿久和北部地区 >

特別な負担はかかっているとは思いません。

役職に見合った活動をしているので、その範囲での責任感はありますが、地区内で活動するすべての人々が平等に関わっていくということで、一部の人に偏った負担にはなっていないことがその理由だと思えます。

Q 3 活動に要する費用を概算でいいので教えていただけないでしょうか。

< 旭区旭北地区 >

400～500万円

< 都筑区かちだ地区 >

854千円(地域ケアプラザが行政から受けている補助金)

< 瀬谷区阿久和北部地区 >

11月に開催している「見守り合いのつどい」の開催経費は約20万円で、連合と地区社協とで負担しています。

谷戸自治会の「おとなり場」システムについては、各組長に配布する「おとなり場グッズ」が1組1000円で90組(9万円)、ひとり暮らしの高齢者に配布する「お助け袋」が1人1000円で100人(10万円)程度です。

できる限りお金をかけないような工夫をしています。

Q 4 自治会長の任期は何年でしょうか。

< 旭区旭北地区 >

約半数以上は1年交代です。

< 都筑区かちだ地区 >

原則2年、再任を妨げません。

< 瀬谷区阿久和北部地区 >

谷戸自治会の場合は任期2年で再任を妨げません。

阿久和北部地区には11の自治会がありますが、そのうち約半数の自治会で会長が1年で交代しています。

Q 5 自治会への加入率は何%ですか。

< 旭区旭北地区 >

約90%

< 都筑区かちだ地区 >

約98%

< 瀬谷区阿久和北部地区 >

谷戸自治会で約90%

阿久和北部地区全体では若干加入率が低くなります。

Q 6 自治会費はいくらですか。その場合の納入の仕方は？（毎月、半年、1年など）。全所帯が対象ですか、また金額は同じですか？

< 旭区旭北地区 >

自治会費 月200円～300円（自治会ごと異なる）

集金方法 毎月、半年、1年など自治会により異なる

< 都筑区かちだ地区 >

月350円

月1回、半年1回、1年1回（それぞれの希望による）

< 瀬谷区阿久和北部地区 >

谷戸自治会は1か月250円です。全世帯が対象で一律の金額です。

納入方法は納入する世帯に任せています（2か月、半年、1年の3種類の支払い方法の中から選択します。）。

集金は組長が訪問しています。

Q7 てらお福まちプロジェクトについて、あんしんカードの配布は希望者のみとのことでしたが、災害対策を含め、全員が提出した方が良いのではないのでしょうか。

< 鶴見区寺尾・寺尾第二地区 >

「あんしんカード」の目的は、“高齢者の方々が普段電話帳代わりに使いながら、緊急時に周囲の人がご家族等の連絡先がすぐ分かること”、そして、“カードの配布を通じ、それまで関わりのなかった方に声をかけるきっかけとすること”です。配布時は、ご本人の様子や状態により、一緒に記入をしていただき、必要に応じて、介護保険や地域ケアプラザ等について紹介もしていただきました。

このような趣旨のため、希望者のみにお届けし、回収していません。今後、改訂版作成の話もあり、皆で検討したいと考えています。

Q8 立ち上げの時、行政の指導・アドバイス等受けられましたか。

< 都筑区かちだ地区 >

区や地域ケアプラザと協力しながら実施しました。

Q9 「夜のうちに確認できていれば」（もう少し早ければ）といった経験はありますか？。

< 都筑区かちだ地区 >

ありません。

Q10 70歳以上の年齢確認はどのような方法でしていますか。

< 都筑区かちだ地区 >

毎年1回敬老会の開催時、対象者を把握しています。（対象者に生年月日を書いてもらっています）